

大磯町消防団第二分団・第十二分団詰所改修工事 工事説明書

- | | |
|--------------|---|
| 1 本件に含まれる工事等 | <p>(1) 設計図書による工事のほか、その完成に必要な仮設（設備の切り回し）、解体、撤去、移設、加工（樹木の枝払いを含む）、復旧等の工事、安全員の配置、その他必要な業務はすべて本件に含む。</p> <p>(2) 本件に関し必要となる諸申請届出等の費用は、町が認めるものを除き本件に含む。</p> <p>(3) 道路占用申請・道路使用許可の届出は、請負人において代行する。</p> |
| 2 別途発注工事 | なし |
| 3 使用材料 | 工所用材料の選定にあたっては、事前に町に使用材料承認申請書を提出し、承認を得るものとする。 |
| 4 施工方法等の制約 | <p>(1) 請負人は、工事施工にあたっては、大磯町契約規則第63条（安全確保の義務）により、万全を期すものとする。工事区域、隣接地及び近隣の建築物、工作物、植栽等について工事に起因する振動等により損傷を与える恐れがある場合には、請負人の責任において調査実施の要否判断し、事前・事後等の調査を行うこと。また、本件に起因する損害として補修、復旧、弁償等の要求を受けたときは、すべて請負人の責任と負担で速やかに適切な対応を取ること。</p> <p>(2) 工事は、施設を使用しながらの施工となるため、消防活動に極力支障を及ぼさない施工計画、工程計画を立てて実施しなければならない。また、日常動線はもとより、緊急出動等にも十分留意するものとする。なお、施工の際には近隣住民の生活に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。</p> <p>(3) 工事車両の資材搬入等について、付近の安全に十分配慮すること。</p> <p>(4) 近隣住民及びその他の関係者との本件に係る話合い、調整により工事期間、施工方法、仮設工事等について要求を受けたときは、町の指示により対策をとらなければならない。</p> <p>(5) 日曜日及び祝日は、原則作業は行わないものとする。</p> <p>(6) 工事車両の近隣道路での駐車、待機は原則禁止とする。</p> <p>(7) 騒音・振動・埃・臭気等については、極力、出さないよう配慮すること。</p> |

5 発生材の処理等	(1) コンクリート塊、アスファルト塊、路盤材、廃木材は神奈川県に指定されている処理指定工場及び再資源化指定事業者として登録されている施設で処分すること。搬出先については事前に監督員に確認し、その他の廃材は適切な施設で処分し、明細を提出すること。 (2) 再生資源利用計画書及び実施書・再生資源利用促進計画書及び実施書を提出すること。
6 仮設工事等	(1) 工事用水 構内既存の施設 利用できる（有償） (2) 工事用電気 構内既存の施設 利用できる（有償）
7 国等の検査等	本件に関し、国・県・町・その他関係機関等が行なう検査、監査が実施される場合は、町の求めに応じ立会う。契約期間後においても同様とする。
8 工事説明会	(1) 工事説明会が開催される場合、町の求めに応じ請負人は必要な資料を用意して出席し、必要に応じ説明をする。また会議の記録を作成し町に提出する。 (2) 上記に必要な費用は、会議費用を含め請負人の負担とする。
9 打合せ会議	工事の円滑な進捗を図るため、必要に応じ工事打合せ会議を開催する。
10 その他	(1) 請負人は、協力業者、物品、食料の調達、役務の提供について、可能な限り町内業者を活用するよう努めること。 (2) 建築敷地内に設置されている境界杭等については、工事に支障となるもの以外は存置するものとし、撤去した境界杭等は工事完了後、町の座標データに基づき復元すること。また、撤去する際は、事前に町に所定の書類を提出すること。 (3) 請負人は、工事完了後、竣工図ほか竣工図書を整備し、町に提出すること。様式、体裁、提出時期は別途指示する。
11 積算参考資料	(1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定している。算定に用いる工期は以下のとおり。 T（工期） 敷地１：1.5か月、敷地２：1.4か月 (2) 交通誘導員は、仮設工事・材料搬入等に１名で４日分を計上。（敷地１、２それぞれで２日分）